

## 広島県オンリーワン・ナンバーワンホームページ掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、広島県オンリーワン・ナンバーワンホームページ（以下「ホームページ」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載基準)

第2条 掲載は、取扱う製品又は保有する技術が、他社にはないもの、あるいは、国内外でのシェア（生産・販売など）がナンバーワンであると第三者的に評価を受けたもので、かつ、県民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令に違反している又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反している又は反する恐れがあるもの
- (3) 政治性のある又は選挙に関わりのあるもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関連するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉毀損となる又はその恐れがあるもの
- (6) 内容が虚偽・誇大であるなどの過度の宣伝に該当する又はその恐れがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載に相当でないと知事が認めるもの

### (掲載申込み)

第3条 申込者は、別記様式第1号による申込書を提出し、掲載を申し込むものとする。

2 県は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、掲載に必要な範囲内で資料の提出を求めることができる。

### (掲載の決定)

第4条 県は、第3条による掲載申込みがあったときは、伺い定めにより掲載の可否を決定する。

2 県は、前項の規定により掲載する可否を決定したときは、ホームページへの掲載をもって、申込み者に対する掲載通知に代えるものとする。

### (掲載主の責務)

第5条 掲載主は、掲載内容について、一切の責任を負うものとする。

2 掲載主は、第三者の権利の侵害、第三者に利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 掲載主は、掲載内容により第三者に損害を与えた場合は、掲載主の責任及び負担において解決しなければならない。

(掲載内容の作成及び提出)

- 第6条 掲載主は、掲載内容を自己の負担により作成し、県に提出しなければならない。
- 2 県は、前項の規定による掲載内容の提出があったときは、その内容が、第2条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要領に違反していないことを確認しなければならない。
- 3 県は、前項の場合において、提出のあった掲載内容が適当でないと認めたときは、掲載主に対し、掲載内容の変更を求めるものとする。

(掲載の取り消し等)

- 第7条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載主への催告その他何らかの手続きを要することなく、掲載の決定を取り消し、又は掲載した内容の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。
- (1) 第6条第3項の規定による変更の求めに掲載主が応じないとき。
- (2) 第2条に該当することとなったとき
- (3) その他ホームページへの掲載が不適當であると判断したとき。
- 2 県は、前項の規定により掲載を取り消し、又は掲載内容の削除若しくは掲載の一時中止をしたことにより、掲載主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。
- 3 県は、第1項に該当しなくなったと判断されるときは、再度掲載を認めることとする。

(掲載内容の変更)

- 第8条 掲載主は、掲載内容を変更しようとする場合は、県に対し、第3条のとおり別記様式第1号により、変更内容を提出するものとする。

(掲載中止の申し出)

- 第8条 掲載主は、掲載を中止しようとする場合は、県に対し、第3条のとおり別記様式第1号により、中止を届け出るものとする。

(その他)

- 第9条 この要領に定めるもののほか、ホームページへの掲載について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成20年9月5日から施行する。